

ニュースリリース

平成21年5月28日

社団法人 日本自動車機械工具協会

電話：03-3203-5131

担当：総務課(今福), 企画課(末永)

整備用リフトの事故防止対策の強化について

社団法人日本自動車機械工具協会（機工協、中谷良平会長）では、本年5月より整備用リフトの事故防止対策を強化します。

〔経緯等〕

機工協では永年にわたり整備用リフトの事故防止活動を行ってきていますが、リフトの使用に伴う事故は依然として後を絶たない状況にあり、平成10年～20年までに合計222件（死亡7名、負傷46名、車両損傷181台）の事故が発生しています。

このような状況を踏まえ機工協では、改めてユーザー向けにリフトの事故防止や適正使用を啓発するためのパンフレットを配布するとともに、リフト点検資格者による定期点検を推進して、リフトの取扱不良や点検不履行による事故の防止に取り組むこととします。

1. 事故防止パンフレットの配布について

機工協では、今般、リフトの事故防止や適正な使用方法及び点検の必要性などをユーザーに啓発するためのパンフレット（90,000枚）を作成しました。

当該パンフレットには、事故を防止するためのリフトの正しい使い方や始業点検の方法などを分かりやすいイラストで掲載しており、本年5月より、機工協の会員会社経由で全国の整備事業者などに配布します。（別添パンフレットをご参照ください。）

2. リフト点検資格者による定期点検の実施について

機工協では、これまで約700名のリフト点検資格者を認定し、今般、これらの点検資格者が使用する点検表とステッカーの統一様式を制定しました。これを受け機工協の会員会社では、本年5月よりリフト点検資格者による定期点検を開始します。

なお、リフト点検資格者が定期点検を実施した場合、点検結果に応じて次の3種類のステッカーが貼付されます。

(1) リフト点検済ステッカー

このステッカーは、全ての点検項目で不具合がなかったときに貼付します。

(2) 要修理ステッカー

このステッカーは、修理を必要とする箇所が発見されたときに貼付します。

(3) 使用禁止ステッカー

このステッカーは、リフトに異常箇所があり、そのままの状態ではリフトを使用すると重大事故につながる恐れがあるときに貼付します。

(注) 上記3種類のステッカーは、ユーザーの了解を得た上で貼付します。また、要修理又は使用禁止ステッカーを貼付した後、修理等が完了した場合は、リフト点検済ステッカーに貼りかえます。（各ステッカーの形状等については、別添パンフレットをご参照ください。）